1940 -1943 年における高等女学校の教育課程に関する事例研究

－瑞穂高等女学校を事例にして－

梅本　大介

1．はじめに

愛知県名古屋市に鎮座する熱田神宮の杜近くに，愛知みずほ短期大学部，大学，附属高等学校がある。2013（平成25）年にそれまで豊田市に主たるキャンパスを置いていた愛知みずほ大学が，短期大学部と高校が校舎を置く名古屋市瑞穂区の同地域に移転してきたことで，三校がともに校舎・キャンパスを並べることとなった。三校をともに運営しているのは，学校法人瀬木学園である。瀬木学園は，医師として名をはせた瀬木本雄・せき夫婦が1940（昭和15）年に開いた学園である。学園最初の学校は，現在の瑞穂高校の前身である瑞穂高等女学校であった。

本稿は，瑞穂高等女学校の開学期である1940-1943年に焦点をあて，同校の教育課程について実態を整理し，その特質を分析するものである。第一に，瑞穂高等女学校の開設経緯を整理し，その教育理念にかかわる特質を考察する。次に，瑞穂高等女学校の『創立五十周年記念誌』に掲載されている瑞穂高等女学校の開校当初の学則内容を検討することで，当該期の教育課程の実態を整理する。最後に，戦時下当初において高等女学校に求められた教育課程の特質をその教科課程の変化から考察することにする。

教育課程という教育行政用語が公式に登場するのは戦後のことであるから，本稿でとりあげる「戦時下の教育課程」という言葉は公的には正しくない。教科課程や学科課程が公的な行政的枠組みである。しかし戦後に，学校運営におけるカリキュラム概念が教科課程からより幅広い視点を必要とした教育課程という言葉への変化を求められたように，教育理念を基に計画される学校運営計画全体を包含するという意味で，敗戦前における学校運営の特質を分析する本稿でも教育課程という用語を選択することとしたい。

瀬木学園の開学を支えた瀬木せきは，女子教育家として名望を集めた棚橋絢子を校長に迎えた名古屋高等女学校（1896年創立）の本科一期生であった[1]。瀬木せきは，棚橋が主張する良妻賢母教育の薫陶を直接受けた生徒のひとりである。橋本越南は，婦人問題研究会などで活躍した瀬木せきを「聡明な女性として私が敬服していた（中略＝引用者）才色兼備の近代型の婦人であった。（中略＝引用者）随分新しい見解の持主であった（中略＝引用者）当時名古屋に於ける先覚婦人の随一に数えられていたものである」[2]と評している。橋本が指摘するように，棚橋や瀬木せきが唱えた良妻賢母教育が目指したものは，決して男性社会や中央政府に従順な女性を盲目的に育てることを旨とするものではなかった。棚橋が教え子達に『小学訓』を用いて自立独立の精神を説いたことがその教育観を事実照らしている。また，瀬木せきも新婦人協会を基盤に，女性の結社権を禁止した治安警察法第五条の改正に向かって社会改造の活動をしていたのが，その証左であろう[3]。

瀬木学園による教育の特質を整理するためにも，学園を開校した瀬木家を概観したい。

前述したように，瀬木学園の歴史を語る際に，瀬木せきを外すわけにはいかない。瀬木せきは，名古屋高等女学校を卒業し，国漢文の教員検定免許状を取得した才女であった。しかしそればかりではなく，夫の不在の中で独り子育てをしながら開業医師国家試験に独学で合格したことでまさしく世間の注目を集めた。夫の瀬木本雄は東京帝国大学やミュンヘン大学などで学び，『愛知県名士鑑』（名古屋新聞社，1925 年）では「ドクトル瀬木本雄」[4] と通称されるほどの眼科研究の泰斗であった。夫婦の息子たちである瀬木本立・三雄・紀男もそれぞれ令名を高めた。瀬木本立は，戦後に瑞穂短期大学を創立して，その学長として校務をつかさどったばかりでなく，愛知県私学協会事務局長や愛知県私学振興資金融資審議会委員として愛知県下の私学発展に尽力した。瀬木三雄は世界的な癌疫学の先駆者であり，また後年の研究成果である「瀬木の帽子」という解剖学用語も国際社会で広く認知される高名な医学研究者であった[5]。加えて，占領期には厚生省の初代・母子衛生課長（児童局）として母子手帳の整備に努めた。瀬木三雄は瑞穂高等女学校の創立時にも厚生省の人口局母子課に所属しており，戦時中より厚生行政の一角を担っていたことがわかる。瀬木三雄は，戦前より妊産婦手帳・妊産婦手帳規程・出産申告書の整備を主導し，戦後には児童福祉法にかかわる大蔵省と厚生省との予算交渉，妊産婦手帳から母子手帳への改称や出生証明書制度の創案などに責任をおった[6]。占領期初期の厚生行政においてGHQを相手どりながら戦後日本の母子衛生行政の端緒を開いたのは，間違いなく瀬木三雄だろう。占領期中の，行政官としての瀬木三雄の事績は，別稿でまとめたい。瀬木紀男は，三重県立大学水産学部に所属して多年にわたり大学経営にかかわり，加えて研究業績では「海藻類の分類，生態及び利用」[7] について国内外において研究をリードした。日本藻類学会の創立委員や国際海藻会議組織委員を務めた瀬木紀男の活躍は，藻類学の分野で日本を代表する学者であったことを証明していよう。また，瀬木本雄の弟の瀬木嘉一は，我が国のレントゲン医学の開祖である藤浪剛一の門弟として，レントゲン研究やレントゲン科医学の整備に貢献した。現在でも，日本放射線技術学会での最優秀論文投稿者にはその名をとって「瀬木賞」が授与されている。それぞれ瀬木本雄と嘉一，また本立・三雄・紀男による優れた業績の数々は，名古屋市内外で医業を通して名望を集めていた瀬木家の家風をそのまま表現している。

2.　瑞穂高等女学校の教育理念

瑞穂高等女学校は，1940（昭和 15）年に開校された。学校設立の趣旨では，良妻賢母教育を中心にすえながら，理科教育による保健衛生の学びを深める学校として建学の理念を掲げている。瀬木せきが受けた良妻賢母教育の本来求める女性の自律と戦時体制が構築されていく過程での女子教育への期待は，自然とその教育内容の設計において齟齬をきたしはじめていく。しかし，少なくとも情操豊かな女子教育を形づくりたいという願いは，瑞穂高等女学校を支える確かな教育理念として求められていたことを確認することができる。

> 御国の礎となる良き娘，良き妻，良き母こそ新しい日本を創造する原理であると信ずるものであります。（中略＝引用者）従って本学の教育方針としては婦徳を涵養し，女子教育一般の内容の充実を期し，生活原理としての理科教育を十分に修得せしめ，真に役立つ保健衛生の学術指導と相俟って，本校としての特色を十分発揮し，新時代の栄えある御国の女性として，生き甲斐ある情操豊かな新女子教育の達成に献身を誓う[8]。

上記引用は，瑞穂高等女学校校友会編『みづほ』（創刊号，1940年，2頁）に掲載されている「本校設立の趣旨」（瀬木本雄・瀬木本立）の一部である。同趣旨の前段階では，新東亜秩序の形成という国家戦略を基底に，国民の献身を説いている。その前提での設立趣旨は，「国家永遠の繁栄たる礎には，自覚ある賢明なる女子，即ち新しい時代に適応せる良妻賢母こそ最も急務」[9]であると掲げられた。そして，最後の段となり，学校設立認可を願い出た教育方針の根本は「本校の教育方針としては，教育勅語の聖旨を奉戴して婦徳を涵養し，高等女学校令に依る認可学則に基づきて，女子教育」[10]を展開するためにあるのだと述べている。

この設立趣旨が起草されたのは，1939（昭和14）年12月である。しかし，翌年4月に開校した際の学則だと解説している『創立五十周年記念誌』の学則に関する資料部分では，その第一章総則第一条が「本校ハ中等学校令ニ依リ女子須要ナル高等普通教育ヲ施シ」[11]と明記されている。中等学校令は1943（昭和18）年1月に渙発された勅令であり，中学校令・高等学校令・実業学校令の三勅令はこの勅令によって新たに置き換えられることから，開学時の学則解説としては疑問が残る。法令根拠からいえば，校友会誌に記載されている「設立の趣旨」における解説が正しいのではないだろうか。『創立五十周年記念誌』に掲載されている学則については，次節で考察することとしたい。

瑞穂高等女学校の認可がおりたのは，1939（昭和14）年12月6日である。前年には，時の首班たる近衛文麿が国民党相手に三度も外交声明を出すなど，大陸における戦線の攻防が膠着していた。また，同年5月5日には国家総動員法が施行され，7月15日には東京オリンピック開催権を返上するなど，国際外交の中で日本は孤立を深めていくばかりの年であった。重ねて，内閣首班の座が，近衛文麿から平沼騏一郎へ，そして阿部信行へと移るなど，繰り返し政変が起きたことは，時代の不安定化にますます速度を加えていた。このような時代を背景に，瑞穂高等女学校がその設置認可を申請するわけである。同校の認可申請に関する日程は，瑞穂高等女学校校友会編『みづほ』（創刊号，1940年）に詳しく[12]，以下表にまとめた。当時の高等女学校の開設経過を追えることができる点において，同誌に掲載された日誌の内容は貴重である。

表1.　瑞穂高等女学校開設に至る経緯

瑞穂日誌「瑞穂高等女学校の生れるまで」（※ 昭和をSと表記する）	
S14.7.31	文部大臣荒木貞夫（平沼騏一郎内閣）宛の開設認可関係申請書類を，愛知県教育課に提出。 瀬木財団法人設立許可申請　／　瑞穂高等女学校設置認可申請　／　高等女学校授業料入学料入学考査料の件認可申請　／　音楽設置の件申請　／　校長を定むるの件認可申請
S14.10.11	愛知県知事田中廣太郎宛の瑞穂高等女学校校舎新築認可申請書を，愛知県教育課に提出。
S14.10.16	大蔵大臣青木一男（阿部信行内閣。以下の大臣も同じ），農林大臣酒井忠正，商工大臣伍堂卓雄宛の事業設備新設許可申請を，日本銀行名古屋支店に提出。
S14.10.31	愛知県知事田中廣太郎宛の瑞穂高等女学校建築認可申請を，愛知県建築課に提出。
S14.12.06	事業設備新設許可書を受領しに，日本銀行名古屋支店に向かう。 同日，文部大臣により瑞穂高等女学校設立の許可が決定される[13]。 同日をもって，創立記念日とする。

S14.12.20	瀬木財団法人を設立登記する。
S14.12.22	学校敷地を，瀬木家の個人財産から，瀬木財団法人の名義に変更する。
S14.12.23	瀬木財団法人の基本金を，関西信託に信託する。 学校にかかわる瀬木家財産を，瀬木財団法人の名義に変更する。
S14.12.26	法人にかかわる手続きの終了報告を，文部大臣に提出。

この瑞穂高等女学校を開校する動機を，瀬木本立は以下のように述べている。

> **相当の才能を持ちながら学校に行けず，咲くべき花を咲かせずに，惜しい一生を終わらなければならない多数の子女を見て，その国家的大損害を心配致しましたのと，もう一つ日本の国がまことに恥ずかしいことながら，学問，ことに科学方面に非常におくれているということを悲しく思いまして，他日日本の科学の発展する一般的基礎でも作ってみたい（中略＝引用者）人集めの仕事ならば無意味でありまして，あえてこんな面倒をする必要はありませぬ。あくまで内容ある名誉ある学校を作りたい[14]。**

瑞穂高等学校五十年記念誌編集委員会編『創立五十周年記念誌』（瑞穂高等学校，1990 年）には，瀬木本立の妻である瀬木房子や卒業生の長井きよ子により，瑞穂高等女学校時代の教育の実態が語られている。生徒の疎開に関する記憶や[15]，英字新聞を教材に英語教育を行っていたことなどは当時の学校教育の姿を知るうえで興味ぶかい[16]。当時を知る関係者は皆一様に瑞穂高等女学校を「お医者様の学校」と評している。この表現は，当該学校の特徴をよくあらわしていると言ってよいだろう。それは，それまで男子に比べ学術的専門性の追求というものを学制の中で保障化されてこなかった女子に対して，日本社会発展につながることを意識して科学教育に立脚した女子学校を作るという瀬木家の決意を強く立証している。良妻賢母教育が一般に指すところの家政学や師範教育ではなく，日本全体の科学の発展に資する人材としての知識や姿勢を女子が獲得することを重視する同校は，時代の進展を担う存在である。だからこそ，その教育内容も，世に思われるような画一的な良妻賢母教育だけに根差すのではなく，社会見学や旅行，海浜学校などを通して知育・徳育・体育を総合化する「人物」の養成に特徴を置こうとした[17]。もちろん，当時は近衛文麿政権が軍事科学技術に関連する予算を拡充していた時期でもある。教員であった中村孫太郎は，学園が科学教育を基調として開学した背景には「橋田文部大臣が『科学振興』を叫ばれ，そして科学教育の根本は『科学する心』を養うにある旨を強調せられつつある」[18]ことが関係していることを指摘している。しかし，戦時体制の構築に従容とする女性を養成したいがために，瀬木学園は開学したのではない。同じように同学園の教員であった伊藤金蔵は，科学教育を基底とする理由を，「国家経済の基礎は家庭にある。（中略＝引用者）その家庭経済運営の主体となる婦人に，科学知識が欠けていたら，文化の発達してる今日，（中略＝引用者）どうして立派な家庭生活が営まれましょうか」[19]と述べている。すでに時局にあわせた美辞麗句は同誌の冒頭から述べ尽くされており，学園の理念をことさら隠す必要もない。だからこそ，伊藤が述べた瀬木学園における科学教育の理念に関する説明は，創立者である瀬木家が述べる女子の科学教育の精神を十分に立証し，そして補完している。

3. 昭和15年および昭和18年発行の学則の比較

瑞穂高等女学校の開校時期は，その後，日本社会が本格的に戦時体制へと入っていく時期である。だからこそ学則は，時代性を分析するうえで重要な歴史的素材である。尚更，開校時の学則を分析することは，その後の戦時体制期での高等女学校の教育内容がどのように変化していったのかを理解することにつながる。本節では，開学時の学則を分析するために，『創立五十周年記念誌』に掲載されている学則群（記念誌中「学則と教育内容」（教育課程），86-98 頁）と，瑞穂高等学校内に所蔵され「五十年史編纂資料」と記入された封筒中に保管されていた『瑞穂高等女学校学則』を使用する。前者資料では，その同誌中に掲載している学則の発行を「昭和十五年四月実施」と記載されている。しかし，第一章総則・第一条における「本校ハ中等学校令ニ依り」[20] という部分は，中等学校令の公布が 1943（昭和 18）年 4 月 1 日であることから，1940（昭和 15）年時の学則ではないことを示唆している。後者の史料は，前記資料中にも掲載されている。この史料では，その学則附則において「本則ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」と記載されており，1943（昭和 18）年時のものであることがわかる。では，前者資料中の学則はいつ定められたものなのか。両学則の比較を行いながら，瑞穂高等女学校学則の特質を考察したい。

両学則とも，七章で構成されている。第一章「総則」の第一条はどちらも変わらない。第二条および第三条に違いがでてくる。以下に，比較表を作成した。

表 2.　修業年限にみる学則比較

『創立五十周年記念誌』中掲載学則 出典：「Ⅰ　瑞穂高等女学校の創立」「5 学則と教育内容」（教育内容），86 頁。	『創立五十周年記念誌』中掲載学則及び『瑞穂高等女学校学則』 出典：「Ⅱ　戦争と教育」「4　戦時中の教育」，96 頁。
第二条 本校ノ修業年限ハ五箇年トス	第二条 本校ノ修業年限ハ四箇年トシ専攻科ハ一箇年トス
第三条 本校ノ生徒定員ハ七百五十名トス	第三条 本校ノ生徒定員ハ八百名トシ専攻科ハ二百名トス

第二章は「学年，学期及休業日」が規定されている。この部分に関しては，両者ともに変わりはない。高等女学校であること，また尾張・熱田の地にあることから，休業日は祝日や日曜日ばかりでなく，「皇后陛下御誕辰日」「東照宮祭日」「熱田神宮祭日」が学校休業日としてあげられている。ただし，長期休業になる夏季や冬季は若干の日付の変更がある。『創立五十周年記念誌』に掲載の 1940（昭和 15）年発行とされる学則（以下，「昭和 15 年学則」と省略する）では夏季休業が「七月二十一日ヨリ八月三十一日ニ至ル」[21] とされ，1943（昭和 18）年の発行とされる学則（以下，「昭和 18 年学則」と省略する）では「自八月一日至八月三十一日」と記載されている。冬季休業の記載の違いも同様である。この違いの意味は，後の節で考察したい。

第三章は科目や課程，時数に関する規定である。昭和 15 年学則では，この章タイトルは「学科目，学科課程及毎週授業時数」と記載されているが，昭和 18 年の学則では「教科及修練課程並ニ授業日時数」と記載されている。第三章を構成する第六条・第七条では，昭和 18 年学

則は章タイトルをそのまま引用しているが，昭和15年学則ではより詳細に課程設計を規定している。

表3.　教科課程および授業時数等にみる学則比較

『創立五十周年記念誌』中掲載学則（昭和15年学則） 出典：「Ⅰ　瑞穂高等女学校の創立」「5学則と教育内容」（教育内容），86頁。	『創立五十周年記念誌』中掲載学則及び『瑞穂高等女学校学則』（昭和18年学則） 出典：「Ⅱ　戦争と教育」「4　戦時中の教育」，96頁。
第六条 学科目ハ修身，公民科，国語，外国語，歴史，地理，数学，理科，図画，家事，裁縫，音楽，体操，教育トス 生徒身体ノ状況ニヨリ学習スルコト能ハズト認ムル学科目ハ之ヲ生徒ニ課セザルコトアルベシ 外国語ハ英語トシ第四学年以上ノ外国語ハ随意科目トナスコトアルベシ	第六条 教科及其ノ課程並ニ毎週教授時数ハ第一號表ニ依ル
第七条 各学年ニ於ケル学科課程及毎週教授時数ハ左表ノ通リトス，但シ授業時数ハ夏季休業前後ヲ通ジテ二週間以内ハ毎週十八時間マデ短縮スルコトアルベシ	第七条 修練ノ課程及日時数ハ各学年トモ随時修練一ヶ年凡三十日トシ定時修練ハ第一號表ニ依ル
（第八条は両学則とも卒業認定の内容なので，省略）	
第九条 本校所定ノ全学科ヲ卒業セリト認メタル者ニハ書式第一号ノ卒業証書ヲ授与ス	第九条 本校所定ノ全課程ヲ卒業セリト認メタルモノニハ書式第一号ノ（一）卒業証書ヲ専攻科ヲ修了セリト認メタル者ニハ書式第一号ノ（二）ノ修了証書ヲ授与ス

高等女学校の教科課程を確認する際，元来，高等女学校そのものの制度がどのように変遷してきたのかを整理したい。高等女学校制度は1891（明治24）年12月4日の中学校令改正に伴って，その名称が登場した。以来，女性教育の機会拡張と共に改革が常に図られてきた。1899（明治32）年における高等女学校令，高等女学校編成及設備規則，高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則[22]，高等女学校教員ニ関スル件，師範学校・中学校及高等女学校建築準則の諸法制定を制度整備の嚆矢に，1901（明治34）年には高等女学校令規則が，1903（明治36）年には高等女学校教授要目[23]が制定され，その制度はおおよそ基礎づけられた。以後，修業年限の規定や実科の設置，家事裁縫の授業数などの制度的改正がなされていく。そして，高等女学校に求める教育目的の大きな改革は，1918（大正7）年の臨時教育会議による女子教育に関する答申によって動き出すこととなる。当該答申では，高等女学校教育のありかたに対して，実際生活に直結する知識・能力を適切に養成するべきだと提議されている。その基本は経済・衛生の思想の涵養であり，家事の基礎としての理科教育に重きが置かれた。第一次世界大戦を機に，理系教育の充実化や技術力向上が国力発展の観点で求められたことは，当然，女子教育にも反映

されるのであり，その一面が臨時教育会議で取り上げられたのも事実である。1920（大正9）年に改正された高等女学校令では，その教育目的に「特ニ国民道徳ノ養成ニ力メ婦徳ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」と追加された。戦時体制を支える国民化が明治以来の近代化の集結点として求められ，その「国民」を支える女性の役割として「婦徳」が期待されたことは，皮肉にも高等女学校制度の拡充という形で女子教育の機会拡張を促すこととなった。1939（昭和14）年9月14日の教育審議会による中等教育に関する答申では，それまで男女別学制のもとにあった中等教育制度を再整備し，「中等学校」への統合を提案している。その答申前文で，「中堅有為ノ国民錬成ヲ完ウセントス，之ガ為従来ノ中学校，実業学校及高等女学校ヲ合シテ中等学校ト為シ，其ノ目的ヲ明確ニスルト共ニ教科ノ統合ヲ図リ」たいと明記された。戦時動員体制の構築のために教育の効率化を求めたとはいえ，中等教育という観点では，女子教育を男子教育に統合させていくという改革の方向性が主張されたことは，わが国の教育史のうえで重要な提議であったと考える。この教育審議会の答申は,1943（昭和18）年3月2日の中学校令公布に伴う形で高等女学校規定の制定で結実化した。修業年限を4年とする基本設計のもと，国民学校高等科卒業程度を入学資格とする2年制と修業年限3年の夜間高等女学校が認められる。また高等科および専攻科は存置する一方で，補習科は廃止されることとなり，教育審議会の答申の方向通り，実科高等女学校の名称は廃止されている。このような外形的な制度変更とともに教科科目の再編成も行われたのが，この規定制定の重要な点であろう。高等女学校の教科が国民科と理数科，家政科，体錬科，芸能科による基本教科と，家政科と実業家，外国語科のうちから教科選択する増課教科によって構成された。同月25日には，高等女学校教科教授及修練指導要目が制定され，学科課程の細目が整備されている。この教科課程の編成に着目してみれば,『創立五十周年記念誌』中掲載学則の昭和15年学則と昭和18年学則が有する特質の違いは明らかである。その両学則の違いは，次の節で考察したい。だからこそ，一方の昭和18年学則にみる教科課程は，法的規制の観点から1943（昭和18）年3月2日以降に効力を発揮しえたものであることがわかるのである。

1943（昭和18）年3月2日の高等女学校令規定によって入学資格が再整備されたのであるから，最後にこの点に着目し，両学則の比較検討を行いたい。入学や転学，退学に関する規定は，両学則とも第十条に記載されている。昭和15年学則によれば,「第五章　入学，転学及退学」という箇所である。両学則の違いをまた比較表によって検討したい。

表4.　入学資格にみる学則比較

『創立五十周年記念誌』中掲載学則（昭和15年学則） 出典：「Ⅰ　瑞穂高等女学校の創立」「5学則と教育内容」（教育内容),86頁。	『創立五十周年記念誌』中掲載学則及び『瑞穂高等女学校学則』（昭和18年学則） 出典：「Ⅱ　戦争と教育」「4　戦時中の教育」,96頁。
第十条 第一学年ニ入学ヲ許可スベキ者ハ尋常小学校ヲ卒業シタル者若シクハ年齢十二年以上ノ学力ヲ有スル者トス	第十条 第一学年ニ入学ヲ許可スベキ者ハ国民学校初等科ヲ修了シタル者若ハ年齢十二年以上ニシテ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス 専攻科ニ入学ヲ許可スベキモノハ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

前頁，入学資格の違いを比較すれば，両学則が，国民学校令が公布される 1941（昭和 16）年以前の学則と，以後の学則であることがわかる。昭和 15 年学則では尋常小学校卒業者が，昭和 18 年学則では国民学校初等科卒業者が入学に関するその基礎資格となっており，間違いなく両学則の発行年は正しいことがわかる。だとすれば，『創立五十周年記念誌』中掲載の昭和 15 年学則における学則冒頭の「中等学校令に依る」という部分は，記念誌編集上における為損であったと判断してよいのではないだろうか。高等女学校専攻科は，女子教育の制度上の伸展も含めて，高度な普通教育を用意したものであった。教育審議会の答申によれば，高等女学校から専攻科そのものを廃止しようと提言はされてはいたが，中等教育としての質の向上・確保の観点から制度上存置されたことは見逃されてはならない。つまり，制度改革上での女子教育の質保証は決して後退をみせたものではなかった。

第六章は「入学考査料入学料及授業料」についてである。学費設定に関する検討は，当時の入学対象生徒の世帯収入をイメージするうえで重要であろう。

表 5.　授業料にみる学則比較

『創立五十周年記念誌』中掲載学則（昭和 15 年学則） 出典：「Ⅰ　瑞穂高等女学校の創立」「5 学則と教育内容」（教育内容），86 頁。	『創立五十周年記念誌』中掲載学則及び『瑞穂高等女学校学則』（昭和 18 年学則） 出典：「Ⅱ　戦争と教育」「4　戦時中の教育」，96 頁。
第二十条 入学考査料ハ金弐円トス 第二十一条 入学料ハ金弐円トス 第二十二条 授業料ハ一箇月五円トシ毎月指定ノ期日マデニ納付スベシ　但シ八月ハ之ヲ徴収セズ	第二十条 入学考査料ハ金五圓トス 第二十一条 入学料ハ金五圓トス 第二十二条 授業料ハ一箇年金貳百四拾圓トシ但シ分納スルコトヲ得

明らかに，両学則ではその学費の設定に違いがある。年間授業料が 55 円と 240 円と違うのであるから，1940（昭和 15）年と 1943（昭和 18）年の間に，如何に国民生活中においてインフレが進行したのかが想起できる。1939（昭和 14）年には大陸戦線による影響で軍事インフレが課題となりはじめ，勅令である価格等統制令が公布されている。これは前年に，国家総動員法が可決されており，その第 19 条で「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ価格，運送賃，保管料，保険料，賃貸料，加工賃，修繕料其ノ他ノ財産的給付ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」と規定されていたものを重ねて法文化したものであった。1941（昭和 16）年には米穀配給通帳制が敷かれており，統制派経済官僚が軍需優先の戦時体制を構築していく過程の時期に，本稿がとりあげる瑞穂高等女学校が開学したのである。

以上，昭和 15 年学則および昭和 18 年学則の比較から，瑞穂高等女学校の開学当初の教育理念や運営実態を本節では検討してきた。次節では，実際の両学則における教科課程の比較から，戦時下における高等女学校教育の特質を考察したい。

4. 戦時下教科課程の変遷にみる高等女学校教育の変化

前節の学則比較では，学則第二章「学年，学期及休業日」において，夏季休業や冬季休業の日程が違うことを指摘した。例えば，なぜ夏季休業期間が縮減されているのか，それは学校教育にも求められた勤労奉仕が関係している。公的な制度史解説として文部省によって編纂された『学制百年史』(1972 年）を参照しながら，戦時下教育に求められた特質を整理したい。

勤労奉仕は，1938（昭和13）年に発せられた文部次官通牒「集団的勤労作業運動ニ関スル件」によって各学校で実施されていくこととなる。勤労奉仕がはじまった当初は，夏季休業中を活用することで，学校教育に支障をきたす運用ではなかった。しかし，翌年には文部省から，中等教育機関以上に集団勤労作業の「漸次恒久化の指示」[24]が出され，正課と同等に学校教育内で取り扱うこととなった。同年，文部省体育局長から発せられた「青少年学徒食料飼料等増産運動実施ニ関スル件」は，中央政府が近代国民を育成するために求め続けてきた「授業」の日数を学校から奪う維新近代化以来の自己否定をもたらした。その勤労奉仕の学校教育への圧迫は年を経るごとに高まっていく。その決着は巷間知られている通り，1943（昭和18）年の「学徒戦時動員体制確立要綱」や，さらにその翌年の「決戦非常措置要綱ニ基ヅク学徒動員実施要項」などにつながっていくのである。つまり，瑞穂高等女学校における休業規定の変化は，この戦時下体制における学校教育での奉仕活動の重圧化により，学校登校日を事実上増やさなければならなかった実態をそのまま示しているのである。

事実，瑞穂高等女学校が開校した翌年，つまり1941（昭和16）年に発行された校友会誌『みづほ』の二号目は，その発行者名を「瑞穂高等女学校報国団」と変えている。報国団制度は1940（昭和15）年に文部次官通牒「学校報国団ノ隊組織確立並二其ノ活動二関スル件」を契機に学校教育現場に導入され，翌年には訓令が発せられている。同誌の「巻頭の辞」で，瀬木本立は「今や臨戦から決戦へと一億国民総進軍の体制は完成せられ，（中略＝引用者）此の古今未曾有の重大時局に対し，我が瑞穂学園は堅き決意の下に教育戦時体制の強化を図り，（中略＝引用者）科学教育と保健衛生の実際的応用とを重視し，若き女性に依つても先づ国難を打ち破らんと努力して居ります」[25]と述べている。瀬木本立の言葉を借りれば，時局が「紀元二千六百年のめでたき春」[26]から「国家興亡の重大岐路」[27]へとわずか1年のうちに変わり，その緊張感が前年とはまったく様相を異にして強まっていることがわかる。瀬木三雄もまた，「この重大な時局の下にあって日本国運の隆盛を期するには女性の民族的自覚が殊に必要であって，日本人口の半を占める女性の協力なくして新しき日本の建設され得ない事は疑ふ余地がありません。男子が戦場にあって祖国の為に闘ひ或は鋭意銃後の生産に力を儘すだけでは国家永遠の安泰を期待し得られない時代となったのです。（中略＝引用者）婦人の最大の使命，国家に酬いる最善の方法は健全な母となる事であり，健全な母となって次の時代の日本を背負ふ立派な日本人を生み育てる事が日本女性の奉公の道であると信じます」[28]と瀬木本立と同様の考えを表明している。

『みづほ』誌中に掲載されている「瑞穂日誌」によれば，開学二年目である1941（昭和16）年には，戦時体制に従うような学校活動が実施されていたことが確認できる。

表 6.　「瑞穂日誌」に記載の 1941 年における活動[29]	
日付	
1 月 29 日	時局講演会。 兵家の虎の巻　　法学士　広田七郎先生 前づ内を固めよ　陸軍少将春見京平閣下
3 月 10 日	陸軍記念日　生徒の一隊は県市主催記念式典に参列。他の一隊は護国神社参拝。時局に対する認識を更に深くし，多大の感銘を受けました。
4 月 16 日	課外，二年「増産と科学」瀬木紀男先生
4 月 25 日	靖国神社臨時大祭，遙拝式。
5 月 4 日	映画鑑賞（市公会堂）　英霊礼賛
5 月 2 日	課外　一年「ヒットラー総統の話」校長先生
5 月 21 日	課外，校長先生　一年「防諜の話」
5 月 27 日	海軍記念日，鶴舞公園の記念式典に第二学年一組代表参列。
5 月 29 日	松竹座にて映画「勝利の歴史」盟邦独逸の機械化軍隊大活動を眼のあたりに見る。高度国防国家建設に科学の重要性を再認識。
7 月 7 日	志那事変勃発四周年記念式。
7 月 21 日	特別編成の時間別にて授業，作業，団体訓練強行。
9 月 1 日	第二学期始業式，報国団結成式。
9 月 8 日	本日より十九日まで前後七回に亘り報国団生徒役員の指導訓練を行う。鍛錬，国防訓練，学芸，生活部各々三十六名宛の生徒役員は炎熱の中に遅くまで汗と塵にまみれ涙ぐましい訓練を続けました。之を通じて全校に報国団の精神，訓練を徹底的に浸潤させようとする計画であります。
9 月 13 日	映画，本校の制作にかかる「アメリカ博覧会」先年ニューヨークで開催された大博覧会，これは本校理事瀬木三雄博士が御洋行中撮影された美しい天然色映画であります。
9 月 15 日	満州国承認記念日訓話。
9 月 18 日	満州事変十周年記念訓話。
10 月 1 日	課外　瀬木三雄先生　一，二年「空襲と小児避難について」
10 月 3 日	軍人援護に関する勅語奉戴式。桶狭間へ遠足行軍，往路は約十二キロを徒歩，帰りは電車。
10 月 9 日	生徒の応召父兄に心からなる慰問状を職員及び生徒より発送。本校堀田間，街頭歩行訓練，班別に二列縦隊にて正常歩，姿勢，歩調，編隊等分類的に統計を作り，先生も生徒も本格的研究を致しました。
10 月 10 日	街頭歩行訓練，昨日と同様。
10 月 14 日	街頭歩行訓練，学校船原間。
10 月 16 日	課外　「防空講話」田宮先生
10 月 23 日	街頭歩行訓練，学校萩山公園間。
10 月 25 日	愛知県護国神社名古屋地方招魂祭，遙拝式，生徒代表参拝。
11 月 1 日	興亜学生勤労報国隊の現地報告大会（市公会堂）生徒有志参会。
11 月 10 日	国民精神作興ニ関スル詔書奉戴式。熱田神宮に於て勤労報国隊旗を拝戴す。

表 6 で示したものは，あくまでも筆者が戦時体制を特徴づけるだろうと考えた学校行事の内容であり，瑞穂高等女学校が本来掲げた保健衛生にかかわる女子教育を特徴づける学校行事等

は日誌中でも数多く活動されていることが報告されている。しかしながら,1940（昭和15）年以降の日本社会全体の戦時体制が，学校教育現場にどのように影響を及ぼしていったのか，その体制初期の動きを知るうえで，「瑞穂日誌」の記録は重要なものであると考える。表中にみるように，学校報国団を終着点として段々と戦時下での覚悟を生徒たちに学ばせていることが企画されている。しかし，同盟国であるドイツに係る話題を学校行事で出す一方で，敵国であるアメリカに関する企画も行っている。また，先述した英語教育に関する永井きよ子の証言を見るように，瑞穂高等女学校の姿勢は，戦後の教育民主化を十分に予見させるものであった。だが，表6にみるように社会の雰囲気の変化は学校教育現場に確実に影響を及ぼしている。では，実際に昭和15年学則と昭和18年学則とでは学校教育の内容を特色づける教科課程にどのような違いをみせるのだろうか。両学則に残る教科課程を比較したい。

昭和15年学則では，第一学年から第五学年まで，修身，公民科，国語，英語，歴史，地理，数学，理科，図画，家事，裁縫，音楽，体操，教育のそれぞれ独立した14の学科が据えられている。昭和15年学則における学科課程表の欄外には，「各学年ニ亘リ女子生活ニ最モ必要ナル理科教育ノ蘊奥ト，直チニ役立ツ生理衛生ノ時間ヲ随時設置シ，本校女子教育ノ特色ヲ発揮ス」[30]と記載されている。一方，昭和18年学則では，基本教科，増課教科，修練の三構造から学科が構成されている。基本教科は国民科，理数科，家政科，体錬科，芸能科とに分かれ，増課教科は家政科と実業科の２教科であった。それぞれの教科構成の詳細を確認したい。

国民科の科目は修身，国語，歴史，地理で構成されている。理数科は数学・物象・生物の三科目，家政科は家政・育児・保健を一科目として，被服が別の科目として置かれている。体錬科は体操・教練・武道の三科目であり，芸能科は音楽・書道・図画・工作の四科目であった。

学則原本によれば，増課教科の家政科で学ぶ内容は各学年共に「基本教科ニ同ジ」と記されている。昭和15年学則と昭和18年学則の教科課程の比較でまず気が付くのは，毎週授業総時数の違いである。昭和15年学則以来続く基本科目の課程内容や時数にはどのような変化があったのだろうか。以下,この課題を解決する為に，①修身，国語，歴史，地理にかかわる昭和18年学則における国民科に該当する科目と，②家政・育児・保健・被服にかかわる昭和18年学則における家政科に該当する科目をそれぞれ昭和15年学則と比較したい。昭和15年学則では第5学年が用意されており，昭和18年学則ではその第5学年が専攻科に代わるが，瑞穂高等女学校では卒業生が存在しないので，両学則を比較するうえで第一学年と第四学年の教科課程内容を表にまとめた。

表7.　昭和18年学則における国民科に該当する科目比較

昭和15年学則				
	第一学年		第四学年	
学科	毎週時数	学科課程	毎週時数	学科課程
修身	2	神勅，勅語及詔書，国民道徳ノ要領，作法，生徒心得	1	国民道徳ノ要義，作法
公民科	―	―	1	国民ノ政治生活，経済生活及社会生活
国語	6	購読，作文，文法，習字	5	左に同じ。
歴史	2	国史	1	左に同じ。
地理	1	日本地理	1	外国地理

昭和18年学則				
	第一学年		第四学年	
国民科	毎週時数	学科課程	毎週時数	学科課程
修身	1	皇国ノ使命，青少年学徒ニ賜ヒタル勅語，高等女学校生徒ノ修練，皇国ノ家ト女子，礼法	2	皇国ノ経済，皇国ノ文化，皇国ノ使命，我ガ国ノ家，皇国ノ道ノ修練，礼法
国語	5	購読，文法，作法，話方	4	購読，文法，作法
歴史	2	東亜及世界	1	皇国（維新以後）
地理	1	欧阿米各地域ノ特性，日本	1	国土，国勢

表8.　昭和18年学則における家政科に該当する科目比較

昭和15年学則				
	第一学年		第四学年	
学科	毎週時数	学科課程	毎週時数	学科課程
家事	ー	ーーー	2	家事整理，家事衛生，飲食物ノ調理実習
裁縫	4	運針，縫方，裁方，繕ヒ方	4	縫方，裁方，繕ヒ方，ミシン使用法
昭和18年学則				
	第一学年		第四学年	
家政科	毎週時数	学科課程	毎週時数	学科課程
家政 育児 保健	2	家事	4	家政，保健
被服	4	衣類ノ整理・材料・裁縫，編物	4	左に同じ。
家政科 （増科）	3	基本教科ニ同ジ	4	左に同じ。

昭和18年学則からは英語が科目として消失するかわりに，修練が同程度の時間数が配置されている。修練は「研修ニ関スル事項」「鍛錬ニ関スル事項」「作業ニ関スル事項」が求められ，各学年ともに毎週3時数が追加された。その他教科の内容を見てみると，瑞穂高等女学校において最重要な昭和15年学則上の理科「生理衛生，生物通論」は，昭和18年学則においても理数科・生物「生物ノハタラキト環境，繁殖，遺伝，国民体位」として残っている。加えて，増課教科としての家政科は，事実上この保健分野を包含ないし庇保している。このような教科課程の編成に対して，『創立五十周年記念誌』は以下のように評価を加えている。

> 教科および修練の課程と授業時間数はすべて文部省が定めたもので，本校独自のものではない。このような学則のもとで，生徒は毎週三十五,六時間の授業を受けるはずであった。しかし，一年を通じて三十日は食糧増産の勤労動員に出動することになっていたし，さらにこの十八年の十月からは，一年につき三分の一に相当する期間は勤労動員に当てられることになった。（中略＝引用者）学校の生徒は学校教育を受けることができなくなったのである[31]。

昭和15年学則と昭和18年学則では，その教育内容の変化はことさら見られない。例えば，

「国民道徳」という言葉が「皇国ノ使命」という言葉に置き換えられようとも，明治の近代化以来，日本が国内的にも対外的にも歩んできたその歴史は，その両者の言葉に本質的な違いを見出さない。しかし，外形的な方便としての掛け声が，実際の教育内容や教育方法・実践に事実影響を及ぼし始めれば，それは戦時体制上の制度設計でさえ崩していく。それが，上述の評価の実態であろうし，高等女学校の教育使命に「良妻賢母」とか「健全な母」などを求める余裕さえも与えなくなっていくのであった。表6にみるように，学校教育の戦時体制化は，1941（昭和16）年にすでに進行していたとみるべきであろう。加えるならば，昭和18年学則は，中央政府が求めた学徒戦時動員体制に向けて瑞穂高等女学校をいかに後世に伝えるかという使命を抱える中での取繕いであったのではないかと考える。そのうえで，増課教科の選択を活用して家政科を充実させるという学則は，瑞穂高等女学校の開校以来の精神を反映させる判断であった。学校教育における勤労動員は，1944（昭和19）年から常態化してくる。そのような学校教育の崩壊のなかでも，瑞穂高等女学校が学園全体として女子教育の理念を喪失しなかったのは，開学時の「あくまで内容ある名誉ある学校を作りたい」との意志を生徒・教職員一同が堅持し得ていたからなのだと考える。

> **生徒たちは，作業衣の上着にもんぺをはき，防空ずきんや布袋（かばん）などを身に付けての工場通いであった。「瑞穂高女・勤労報国隊」の腕章にわずかな誇りをつなぎながら，お国のためにと必死に働いたのである。工場動員のほか，一方では学校を工場化することが十九年五月に決まり，（中略＝引用者）本校の工場化は，瀬木校長が動員先の工場を見て，生徒の職場が非衛生的なことを知って，学校を工場化することに決められたということである[32]。**

5. おわりに

女性が公的に政治演説会への傍聴を許されるのは，治安警察法第五条の改正をまたねばならない。女性たちが全国で初めて参加した政治演説会は，名古屋新聞社の主催のもと名古屋市内善篤寺で行われた。名古屋新聞は，女性の権利や教育等について紙面を多く割き，治安警察法改正に関しても「治警法五条改正に対する女性の意見」[33]という連載企画を行っている。名古屋帯を創案した越原春子や，名古屋新聞社で記者をしていた市川房江の姉である市川玉枝などと同様に，瀬木せきもまた連載に意見を寄稿している。筆者は，その文章に瀬木せきの女子教育に対する考え方をうかがい知ることができると考えている。女権拡張を伸展させた治安警察法改正後の女性の取り組みについて，瀬木せきは以下のように寄稿文の終わりを結んでいる。

> **与えられた自由を十分に活用し得る人間を，養成しなければなりません，貰はなければならないものなのですから，要求する事が当然でせう。貰った後で「それ見よ」と云った様な言葉を私共は受け度くないと思ひます。それには，只保持なし得るだけの実力を養ふ事が，一番の進路であり，目下の最急務であらうと存じます[34]。**

この治安警察法改正に対する意見を述べた約20年後，瀬木せきは家族とともに瀬木学園を開学する。開学時の「良妻賢母」という言葉の本質が何処にあったのか，それを知るうえで，この瀬木せきの言葉に込められている意味は深い。科学教育に立脚した瑞穂高等女学校の意義は，戦前・旧学制下の男子教育に限られた学術的専門性を女子教育にも開放しようとするものであり，また女性にも次世代の日本社会を担うリーダーとしての資質や能力を養成する学校として公的に宣言しようとするものであったのではないだろうか。瑞穂高等女学校が認可された

1939（昭和14）年12月6日，瀬木せきと共に女権拡張に尽力した越原春子も現在の名古屋女子大学の前身である緑ヶ丘高等女学校の開設認可を文部省から得ている。瑞穂高等女学校の開校の前年における教育審議会の答申内容は，中等教育における女子教育を男子教育に統合させようとするものであった。その実現を社会的に準備するという意味として，高等女学校の学術的専門性を確立する，まさにこの時代の高等女学校に求められた社会的期待というのは，そこにたどり着いたのではないだろうか。

本稿では三節にわたり，瀬木学園・瑞穂高等女学校の開校当初期の教育課程を整理し，その特質を整理してきた。まず，科学教育の振興への社会的期待を包含しながら，国家・社会の基底となるべき女性の自覚を促していくという教育理念が，瑞穂高等女学校の開校では掲げられたことを確認した。次に，開校時の1940（昭和15）年の学則と学徒動員体制の中で中等教育制度の改革が図られた1943（昭和18）年の学則にどのような違いがあるのかを整理した。最後に，両学則の違いを念頭に，学校教育の根幹である教科課程の各設計を比較し，その特質を考察した。瀬木学園に所蔵されている1943（昭和18）年の学則原本は，陸軍省専用の用紙が使用されている。学則は届け出上のことであるから，本稿を書き進めていくうえで浮かび上がった「実際の教育現場ではどのような実践がなされていたのか」という課題を分析するためには，例えば卒業生の記録や学校日誌等の整理をより進めていかなければならない。その結果，外形的な学則からみえてくる学校運営の姿とはまた異なった風景が見えてくるのではないだろうか。2020年には，瀬木学園が開学されてから80年を迎える。戦時期にどのような学校教育が行われ，戦後の再建期にどのように対応したのか，その実際を今後の研究で明らかにしていきたい。

［注］

1 他に，技芸専修科が置かれた。

2 橋本越南『わが人物遍歴－若き日のことども－』，旬刊評論社，1963年，65頁。

3 瀬木せき「治警法第五条改正に対する女性の意見　ぢっと内観してみたい　与えられた人間的生命　瀬木せき子夫人談」『名古屋新聞』1922年4月29日，九面。瀬木せきは，新婦人協会の発足以前から，女性の社会権拡張の運動をしており，また治安警察法改正以後も女性への参政権付与に対しての意見を公言している。

4 名古屋新聞社『愛知県名士鑑』，1925年，462頁。

5「二十四か国がん死亡統計」の作者として業績も残している。

6 母子健康手帳にかかわる瀬木三雄の関与は，巷野悟郎，福島正美「母子健康手帳の変遷に対する歴史的レビュー」平成11年度厚生科学研究・子ども家庭総合研究事業『母子健康手帳の評価とさらなる活用に関する研究』（厚生労働省，1999年）に詳しい。

7 喜田和四郎「瀬木紀男先生の御逝去を悼む」日本藻類学会『藻類』27，1979年，106頁。

8 瀬木本雄・瀬木本立「本校設立の趣旨」瑞穂高等女学校校友会編『みづほ』創刊号，1940年，2頁。

9 同上論文。

10 同上論文。

11 瑞穂高等学校五十年記念誌編集委員会編『創立五十周年記念誌』瑞穂高等学校，1990年，86頁。

12 瑞穂高等女学校校友会編『前掲書』，33頁。

13 尚，瑞穂高等女学校と同日に，名古屋市立緑ヶ丘高等女学校も開校を認可されており，設立地域も同じ名古屋市昭和区内であった。昭和14年12月8日・第三千八百七十八號「官報」に記載の，文部省告示第四百五十三號・第四百五十四號を参照。

14 瑞穂高等学校五十年記念誌編集委員会編『前掲書』, 83 頁。

15 同上書, 9 頁。

16 同上書, 13-14 頁。武田ゆり子が当時実施されていた英語教育を振り返って,「禁止されていた英語も,『相手の言葉がわからなくて, どうして戦争に勝てますか。』と, 英語の時間が多くあり」(瑞穂高等学校五十年記念誌編集委員会編『創立五十周年記念誌』瑞穂高等学校, 1990 年, 20 頁) と証言している。一方, 同書内で岡村イツ子が「授業では教科書もなく先生が黒板に書かれるのが唯一のもので, 英語はアルファベットが基本とわからず, 絵文字のように記憶した」(瑞穂高等学校五十年記念誌編集委員会編『前掲書』, 22 頁) と指摘もしている。この差は戦争経過の時期の問題でもあるだろうが, 少なくとも戦時下では敵性語である英語が学ばれていたことを証明している事例であろう。

17 瀬木本立「父兄の方に」瑞穂高等女学校校友会編『みづほ』創刊号, 1940 年, 6 頁。瑞穂高等女学校のカリキュラムは, ①海浜学校と②水曜日に開講された課外授業の 2 点に特徴があったものと考える。

18 中村孫太郎「瑞穂精神の顕現に努めよ」瑞穂高等女学校校友会編『みづほ』創刊号, 1940 年, 19 頁。

19 伊藤金蔵「感想」瑞穂高等女学校校友会編『みづほ』創刊号, 1940 年, 25 頁。

20 瑞穂高等学校五十年記念誌編集委員会編『前掲書』, 86 頁。

21 同上書, 86 頁。

22 第一条に「高等女学校ノ学科目ハ修身, 国語, 外国語, 歴史, 地理, 数学, 理科, 家事, 裁縫, 習字, 図画, 音楽, 体操トス又随意科目トシテ教育, 漢文, 手芸ノ一科目若クハ数科目ヲ加フルコトヲ得　外国語ハ之ヲ欠キ又生徒ノ志望ニ依リ之ヲ課セサルコトヲ得」と規定されている。

23 科目ごとに詳細に教授内容が規定されている。

24 文部省『学制百年史』, 1972 年。

25 瀬木本立「巻頭の辞」瑞穂高等女学校報国団編『みづほ』第二号, 1941 年, 1 頁。

26 瀬木本立「創刊の辞」瑞穂高等女学校校友会編『みづほ』創刊号, 1940 年, 1 頁。

27 瀬木本立 (1941)『前掲論文』, 1 頁。

28 瀬木三雄「女性の国家的使命」瑞穂高等女学校報国団編『みづほ』第二号, 1941 年, 3-4 頁。

29 中村孫太郎「瑞穂日誌」瑞穂高等女学校報国団編『みづほ』第二号, 1941 年, 27-34 頁。

30 瑞穂高等学校五十年記念誌編集委員会編『前掲書』, 87 頁。

31 同上書, 96-98 頁。

32 同上書, 99 頁。

33 同年 4 月 21 日にすでに政談演説会の企画を, 紙面上に広報している。5 月 9 日の紙面では,「男子傍聴随意」と記載されている。

34 瀬木せき「前掲記事」。